

福利厚生制度利用申込書 兼 同意書

私、_____ (以下甲という)は、株式会社プラスアルファ(以下乙という)が定める下記事項を確認の上、福利厚生制度のサービス内容も含めて理解し、福利厚生制度の利用を申し込み致します。

第一条 (利用方法)

- 一、 甲は乙より与えられた ID、パスワード以外からの申請・利用をしないものとする。
- 二、 甲は乙の許可がある場合を除き、ID カード、ID、パスワードを第三者に譲渡又は貸与してはならない。
- 三、 福利厚生制度の利用に伴う通話料、通信料は甲が負担するものとする。
- 四、 ID、パスワードが更新されるごとに、乙はその都度、乙所定の方法により、甲へその情報を告知するものとする。

第二条 (利用期間)

- 一、 福利厚生制度の利用期間は、同意書誓約日より一ヶ月とし、甲もしくは乙より何ら意思表示がなければ更に一ヶ月延長し、以後これに準ずる。
- 二、 本福利厚生制度利用申込書 兼 同意書は同意誓約日より、甲が福利厚生制度を正当に利用することが出来る間は有効なものとする。
- 三、 福利厚生制度及び、本福利厚生制度利用申込書 兼 同意書は、乙からの書面による通知が甲に届いた時点により、解除及び、破棄できるものとする。

第三条 (利用の停止)

- 一、 第二条第一項に定める利用期間中といえども、甲乙協議の上、利用を停止する事が出来るものとする。
- 二、 利用停止後は、福利厚生制度専用の ID カードを速やかに返却する。
- 三、 一定期間勤務しない場合、事前告知無く本制度の提供を停止する場合もある。

第四条 (個人情報)

- 一、 甲は、甲のスタッフ登録時に乙が取得した甲の個人情報を、福利厚生制度運営及びサービス提供の目的において、福利厚生サービス提供会社へ提供する事に同意するものとする。

第五条 (その他)

- 一、 福利厚生制度専用の ID カードを紛失してしまった場合は、速やかに登録拠点へ報告を入れて再発行を行う。
- 二、 福利厚生制度専用の ID カードの再発行料は五百円とする。
- 三、 乙は、甲及び甲の構成員が福利厚生制度の利用時に被った障害及び損害は、一切の責任を負わないものとする。
- 四、 福利厚生制度を不正に利用した結果、乙に費用負担が発生した場合は、相応の料金を甲が負担するものとする。不正利用とは、「就業に関するご案内」に福利厚生制度に関する禁止事項が記載してあればそれも含む。
- 五、 この内容に定める事項に関して疑義を生じた場合には、甲及び乙は紳士的に協議し、速やかに問題の解決を諮るものとする。

同意誓約日

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (甲) 住 所: _____

氏 名: _____ 印

年 齢: _____ 歳

親権者: _____ 印

18 歳未満の方は親権者の同意が必要となります。

(乙) 東京都渋谷区道玄坂2-10-7 新大宗ビル1号館9F
株式会社プラスアルファ
代表取締役 小原 孝徳